

日本公開天文台協会「国際連携推進委員会」設置要綱

(2025年 6月12日 運営委員会承認)

(設置)

第1条 日本公開天文台協会（以下、協会）が、国際的な情報交換や共同研究の推進、国際会議への参加、企画運営等を担当することを目的として、会則第11条に定める委員会として「国際連携推進委員会」（以下、委員会）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的のため、次の事務を行う。

- (1) 国際的な公開天文台に関する情報の収集・分析、協会員への共有
- (2) 海外の公開天文台および関連機関との交流促進および連絡調整
- (3) 国際共同研究及び国際プロジェクトへの参画に関する支援と調整
- (4) 国際会議、シンポジウム、ワークショップ等の企画、運営、参加支援
- (5) 海外団体との連携、交流に関する事務手続き及びその支援
- (6) 国際連携活動に係る広報、普及啓発活動の実施
- (7) その他、運営委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員は本会の個人会員、準会員のうちから、運営委員会の承認を経て会長が任命する。委員のうち一定数は役員が務めるものとする。

2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、2025年(令和7年)6月12日から施行する。